

5・3 港運関係

5・3・1 FMC Joint Report

平成 11 年(1999 年)5 月に FMC による制裁措置規則は撤回されたが、同時に邦船3社および米船2社に対し、事前協議制度の改善状況や日本政府の港運規制緩和への取り組み状況に関するレポート(180 日毎)が課せられた。

当協会は邦船社の代表としての 3 社に義務付けられたレポートであるとの認識のもと、船社意見を取りまとめ、また国土交通省ともすり合わせの上、適切なレポート提出に務めてきた経緯がある。平成 21 年度も従来と同様の手続きを踏み、4 月および 10 月にレポートを提出した。

なお、平成 13 年(2001 年)8 月に新たなレポートを課す旨のオーダーが出されており、以降新オーダーに沿った内容としている。